

2022年7月19日

各 位

会 社 名 ミナトホールディングス株式会社
 代 表 者 代表取締役会長兼社長 若山 健彦
 (コード：6862、東証スタンダード)
 問合せ先 取締役経営企画部門長 三宅 哲史
 (TEL 03-5847-2030)
<https://www.minato.co.jp/>

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概況

(1) 処分期日	2022年8月18日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 171,400株
(3) 処分価額	1株につき421円
(4) 処分総額	72,159,400円
(5) 処分先及びその人数 並びに処分株式の数	当社及び当社の子会社の取締役（社外取締役を含む。） 17名 157,300株 当社の監査役（社外監査役を含む。） 3名 14,100株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2019年6月25日開催の株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象とする譲渡制限付株式報酬支給の決議いただいております（以下「2019年決議」といいます）。

2022年6月24日開催の第66回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬を付与する対象範囲及び報酬の金額を見直し、2019年決議に基づく報酬枠に代えて、当社の取締役（社外取締役を含む。）及び監査役（社外監査役を含む。）を対象として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を、年額100百万円以内（このうち、当社の取締役に対する報酬は年額80百万円（うち社外取締役は年額20百万

円以内)、当社の監査役に対する報酬は年額20百万円以内)として支給することにつき、ご承認をいただいております。

なお、当社子会社の取締役(社外取締役を含む。)及び監査役(社外監査役を含む。)に対しても、上記譲渡制限付株式を、付与の報酬の年あたり総額を超えない範囲で、支給することとしております(以上の支給対象を総称して、以下「対象役員」といいます。)

なお、見直し後の本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象役員は、本制度に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年250千株以内(ただし、2022年6月24日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。)とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象役員に特に有利な金額とならない範囲において当社の取締役会において決定いたします。また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象役員との間で譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとし、その内容としては、①対象役員は、3年から5年までの間で当社の取締役会の定める期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が本割当株式を無償で取得すること等が含まれること、③いかなる理由があっても2025年6月30日まで譲渡制限が解除されない等が含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象役員の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権は合計72,159,400円(以下「本金銭報酬債権」といいます。)とし、付与する普通株式171,400株といたしました。また、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上を図るインセンティブ及び株主の皆様との価値共有を実現するため、今回につきましては、譲渡制限期間を3年間としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象役員20名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を当社に対し現物出資財産として払込み、当社の本割当株式について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象役員との間で締結される本割当契約の概要は、下記「3. 本割当契約の概要」のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間 2022年8月18日から2025年8月17日まで

(2) 譲渡制限の解除条件

対象役員が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象役員が任期満了若しくは定年その他正当な理由又は死亡により退任した場合の取り扱い

①譲渡制限の解除時期

対象役員の退任の直後の時点（かかる時点が、2023年6月30日以前である場合にあっては、2023年7月1日）をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任した時点において保有する本割当株式の数に、対象役員の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を36で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）とする。

(4) 当社による無償取得

譲渡制限期間満了時点又は対象役員の退任時点において、譲渡制限が解除されずその予定もない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に開設した専用口座で管理される。

(6) 組織再編等における取り扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時（ただし、組織再編等の効力発生日が、2023年7月2日以降の場合に限る）において、保有する本割当株式の数に、譲渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を36で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の株式について、これに係る本譲渡制限を解除する。また、組織再編等の効力発生日の前営業日において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第67期事業年度（2022年4月1日～2023年3月31日）の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われ

るものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2022年7月15日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である421円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、当社監査役全員から、払込金額の算定根拠は合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないとの意見をいただいております。

（企業行動規範上の手続き）

本処分による希薄化は25%未満であり、又、支配株主が異動することはないので、企業行動規範上の手続きは必要ないと判断しております。

以 上